

伊方町の農林水産業支援



農業支援について	・	・	・	・	・	1
水産業支援について	・	・	・	・	・	5
その他支援について	・	・	・	・	・	7

伊方町農林水産課

伊方町は、四国最西端の佐田岬半島に位置しており、宇和海、瀬戸内海、豊予海峡の3つの海に囲まれ、農業と水産業は町の重要な基幹産業となっています。

町では、高齢化及び担い手不足が深刻な状況となっているなか、農業や水産業等の就業者を一人でも多く確保するため、新規就業者支援や機械設備に対する補助に取り組んでいます。

農業支援

新規就農に係る支援

●農業次世代人材投資事業補助金

就農して間もない新規就農者の経営安定化を図るため、年間最大150万円を交付します。

- 対象者 認定された個人
- 対象年齢 49歳以下
- 対象期間 最大5年間
- 補助金額 3年目まで150万円/年
5年目まで120万円/年

●新規就業者支援対策補助

人口の減少、高齢化が進み、担い手不足が深刻な状況となっていることから、農業を担う若者を中心とした新規就業者を一人でも多く確保するため、研修経費及び就業経費の支援を行います。

- 対象者 新規就業者
- 対象年齢 18～45歳
- 対象期間 営農開始から3年以内
- 補助金額 継承就農 50千円/月
独立就農100千円/月

●短期研修参加助成金（Iターンサポート事業補助金）

- 実施主体 JA西宇和
- 対象者 40歳～44歳
- 補助金額 5日間/30,000円以内
10日間/60,000円以内



●研修者支援事業（1ターンスポート事業補助金）

- 実施主体 JA西宇和
- 対象者 45歳未満
- 対象期間 2年以内
- 補助金額 月額6万円（年額72万円）

営農活動に係る支援

●農林漁業振興事業補助金

国や県の補助対象とならない農業者の機械・設備投資に対し、きめ細やかな補助を行い、生産体制の強化を図るとともに、担い手が安心して就業できる環境を整えます。

- 実施主体 個人又は法人
- 補助範囲 事業費5万円を超える金額（税別）
- 補助率 認定農業者 1/2
その他農業者 1/3
- 補助金額 上限50万円

●柑橘高品質対策事業

高品質果実生産を行うため、タイベック被覆の補助を行います。

- 実施主体 JA西宇和
- 補助金額 町 30円/m²
JA 30円/m²
共選 20円/m²



（タイベック敷設の様子）

●新技術導入事業

清見の低温貯蔵のため、効果の高い新フィルムを活用するための補助を行います。

- 実施主体 JA西宇和（三崎共選）
- 補助率 1/2（R7年度まで）

●果樹経営支援対策事業

将来に渡り果樹農業の維持発展を図り、農業経営の安定化及び競争力のある産地づくりを目指します。

- 実施主体 JA西宇和
- 補助率 国1/2、町2/10、個人3/10



●未来型果樹産地強化支援事業

農作業の効率化及び安全確保を図るため、雨除けハウスや動力車等の補助を行います。

実施主体 JA西宇和

補助率 県1/3、町1/3、個人1/3

●環境保全型農業直接支払事業

地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献していく方針を推進するため、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援します。

実施主体 営農者

補助金額 12,000円/10a

農道に係る支援

●農道開設補助金

農産物の生産性の向上を図るため、受益者が農道を開設する費用の補助を行います。

実施主体 個人又は法人

補助金額 1,000円/m・生コン代等

補助要件 3戸以上であること

距離100m以上

幅員2.1m以上 など



(園内道の様子)

有害鳥獣対策に係る支援

●捕獲隊支援事業補助金

有害鳥獣捕獲の担い手が減少傾向にある中、免許取得費用等の補助を行います。

補助率 町8/10 個人負担2/10

①狩猟免許取得・更新手数料補助

・新規取得 5,200円

・異種新規取得 3,900円

・免許更新 2,900円

②猟友会費補助

・第1種(銃) 12,800円

・わな 10,300円



●銃砲所持許可支援事業

新規取得者確保を図るため、初期費用の一部を助成します。

実施主体 伊方町有害鳥獣連絡会

補助率 銃の購入1/2（上限3万円）
保管ロッカーの購入1/2（上限3万円）
許可申請に係る経費10/10

●鳥獣害防止施設整備事業補助金

農作物被害が深刻化・広域化していることから、鉄筋柵及び電気柵の導入の補助を行います。

実施主体 JA西宇和

補助率 県1/3、町1/3、個人1/3

●有害鳥獣被害防止対策事業補助金

緊急を要する場合に、町単独事業で補助を行います。

実施主体 個人

補助要件 新規設置のみ対象
※補修、修繕は対象外
※町税等を滞納していないこと

補助率 1/2
(1箇所あたり10万円を上限)

補助対象 防護柵整備費
(鉄筋柵、電気柵、防鳥ネット)

その他 申請は年度1回



電気柵設置の様子



鉄筋柵設置の様子

その他農業に係る取組

●農業支援センターだよりの発行

伊方町、農業委員会、J A、愛媛県地域農業育成室等からの支援策や情報提供を行います。

発行回数 年3回

●末端更新事業（県営事業）

かん水用の弁類やライザーの老朽化が進んでいるため、更新して安定的な営農を目指します。

●畑かん施設維持補修事業（土地改良区補助）

畑かん施設の修繕に要した費用の一部を支援します。

水産業支援

新規就業に係る支援

●新規就業者支援対策補助

対象者 18～45歳、3年以内

補助金額 継承就業 50千円/月
独立就業 100千円/月

●新規漁業就業者育成強化事業

新規漁業就業者の漁船取得及び燃料代等の消耗品に係る経費の一部を支援します。

対象者 新規就業者を育成する漁業協同組合

事業種別 初期費用支援
漁業活動支援

補助率 2/3
※県と町を合わせた補助

補助金額 上限額2,200千円

その他 具体的な事業内容や採択条件、対象となる物品及び経費等については、お問い合わせください。

保全活動等に係る支援

●漁業生産力・水産多面的機能強化対策事業

国の制度を活用し、水産業・漁村が有する「海の安全管理」、「環境・生態系保全」等の多面的機能が効果的・効率的に発揮されるよう、漁業者等が行う活動を支援し、水産業・漁村の活性化を図る。近年問題となっている磯焼け対策のため、藻場の保全活動を行います。

補助率 活動費×補助率3/10
(県15%、町15%)

その他 国費7割補助については、県協議会から地元協議会へ直接交付。

漁業活動に係る支援

●農林漁業振興事業補助金

国や県の補助対象とならない漁業者の機械・設備投資に対し、きめ細やかな補助を行い、生産体制の強化を図るとともに、担い手が安心して就業できる環境を整えます。

実施主体 個人又は法人

補助範囲 事業費5万円を超える金額 (税別)

補助率 漁協組合の正組合員1/2
漁協組合の准組合員1/3

補助金額 上限50万円



船外機



船舶用レーダー

その他支援

●地産地消推進事業

【みかんジュース】

学校にみかんジュースを提供することで地産地消を図ります。

対象：小中学校及び三崎高校の児童・生徒

期間：5～10月（月2回）

【ジビエ給食】

学校給食にジビエを提供することで地産地消及び普及啓発を図ります。

対象：小中学校及び三崎高校の児童・生徒
年間3回程度（メンチカツなど）



給食提供の様子

【魚給食】

魚離れが叫ばれている今日、町内の児童生徒に地産地消を目的に魚などの海産物を提供し、伊方町が誇る水産業の普及を行います。

対象：小中学校及び三崎高校の児童・生徒

頻度：毎月1回（鯛めしなど）

●森林環境譲与税活用事業

- ・新生児を対象として、木のおもちゃを贈ります。
- ・公共施設に木質遊具を整備
- ※いずれも愛媛県産材



（乳幼児用コマ「風花」）



（木質遊具「MOKKAN」）

●豚熱ワクチン支援事業（畜産業）

恒久的に接種が必要であることから、ワクチン接種に係る補助を行うことにより安定した生産活動を支援します。

お問い合わせ窓口

担当課・係	所在地	電話番号
農林水産課農業等支援係	伊方町湊浦1993番地1 本庁2階	0894-38-2651
農林水産課水産業支援係	伊方町湊浦1993番地1 本庁2階	0894-38-2651
農業委員会	伊方町湊浦1993番地1 本庁2階	0894-38-2658
瀬戸支所	伊方町三机乙3003番地6	0894-52-0111
三崎支所	伊方町三崎692番地	0894-54-1111